

# 1 新たな国際課税ルールの方策に係る税金の適切な帰属

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 主税局・財務局)

国際課税制度の見直しに伴う税金については、全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。

## <現状・課題>

経済のデジタル化の下、事業を行う上で必ずしも物理的拠点を必要としないデジタル企業等に対して、市場国において十分に課税ができないという状況が生じている。また、多国籍企業グループ内の無形資産の移転が容易になる中で、低い法人税率や優遇税制を有する軽課税国へのB E P S (Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転) リスクが増大していることも課題となっている。

こうした問題の解決に向けて、OECDは新たな国際課税のルールを策定し、令和3年10月、136か国・地域による最終合意に至ったところである。この合意は、200億ユーロ超の売上高と10%超の利益率を確保する多国籍企業を対象に、グローバルな事業利益から通常利益を除いた利益の25%を市場国に配分するという第1の柱と、売上高7.5億ユーロ以上の多国籍企業に対し世界共通の最低法人税率15%を導入するという第2の柱からなり、第1の柱は令和6年に多国間条約の発効を目指すこととされ、第2の柱は令和5年からの実施を目指すこととされている。

国際課税制度の見直しに伴う税金については、以下の理由から、国だけでなく地方分が含まれると考えるべきである。

- ・第1の柱において、配分基準とされる「売上」は、国及び地方自治体が整備する社会インフラを基盤として成り立っていること
- ・現在法人二税を課されている法人が、第1の柱の適用を受けることとなった場合、利益の一部が市場国に配分され、個々の地方自治体の減収が見込まれることから、一方的な減収とならないよう、我が国における増収分について適切に取り扱うべきこと
- ・第2の柱は、軽課税国における地方税分を含む実効税率と最低法人税率15%との差分が課税対象となること

その上で、地方分の税金については、以下の理由から、各地方自治体に適切に帰属させるべきである。

- ・第1の柱の市場国間の配分基準である「売上」は、全ての地方自治体（不交付団体も含む）が整備する社会インフラを基盤としており、増収分は適切な基準により全ての自治体に帰属させるべきこと
- ・第2の柱は軽課税国に子会社等を有する国内企業への課税であるため、当該企業が所在する地方自治体に帰属させるべきこと

<具体的要求内容>

国際課税制度の見直しに伴う税収には、国だけでなく地方分が含まれると考えるべきである。地方分の税収については、第1の柱の配分基準である「売上」が不交付団体も含む地方自治体が整備する社会インフラを基盤としていること、また、第2の柱は軽課税国に子会社等を有する国内企業への課税であることを踏まえ、全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。